

人事院規則一一一八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則
 制定：令和 2年 3月30日人事院規則11-8-48

人事院規則一一一八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則
 令和 2年 3月30日人事院規則11-8-48

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一一八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年三月三十日 人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則一一一八-四八

人事院規則一一一八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一一八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第四条関係）	別表（第四条関係）
[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]	[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
